

## 町内会・自治会の4つの活動

▼町内会・自治会では、住みよい地域づくりを進めるため、大きく分けて「情報の提供」「ふれあいのまちづくり」「安全で安心なまちづくり」「きれいなまちづくり」の4つの活動に取り組んでいます。

### 情報の提供

#### ▼広報るもい



「広報るもい」の配布や回覧板などを通じ、生活に必要な情報をお知らせしています。

### ふれあいのまちづくり

町内会・自治会の親睦を温めるため、夏祭りやラジオ体操、敬老会などの催しを開き、地域住民が交流できる機会を提供しています。

### 安全で安心なまちづくり

地域の安全を守るために、防犯灯の設置・維持管理を行っているほか、災害に備えて自主防災活動などに取り組んでいます。

### きれいなまちづくり

各町内に設置しているクリーンステーションの管理をはじめ、清掃活動や花壇整備など地域の環境美化に努めています。

## 住民組織運営助成金について

▼市では、町内会・自治会の自主活動を支援するため、「住民組織運営助成金」を交付しています。各助成対象および交付額は次のとおりです。

### 【住民組織に対する助成】

- ① 1組織につき 7,800 円
- ② 1世帯につき 100 円
- ③ 一般社団法人北海道町内会連合会が実施する共済事業への掛け金の半額
- ④ 自主防災組織を設置した住民組織（町内会・自治会）に対し、1世帯につき 100 円※設置した年度の翌年度に限る
- ⑤ 老人クラブ運営の助成として、1組織につき 5,000 円

### 【行政協力に対する助成】

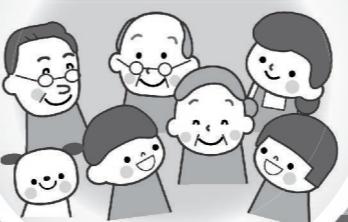
- ① 市の広報誌配布に対し、1世帯につき 120 円
- ② 地域の環境美化に対し、1世帯につき 150 円

### 【その他】

- ① 住民組織が設置し、維持管理している街路灯などの電灯料金（4月分の電気料金 × 12ヶ月）の半額
- ② 会館などに係る火災保険料の半額

平成30年度の住民組織運営助成金の交付申請手続きなどは、各町内会・自治会宛てに直接ご案内します。詳しくは、市・政策調整課（電話：42-1809）へお問い合わせください。

## 特集



# 町内会・自治会に加入しよう

市では、町内会や自治会と連携しながら、安全で安心な住みよいまちづくりを進めています。

問 市・政策調整課 ☎ 42-1809

## 町内会・自治会で住みよい地域づくり

▼町内会・自治会は、「自分たちが暮らす地域を自分たちの力で住みよい地域にしていくこと」を目的に組織された任意団体です。町内会・自治会では、住みよい地域づくりを推進するため、次の5つの機能があります。

### 相互扶助



地域住民が互いに協力し合いながら、良好な生活環境づくりに取り組むことができます。

### 生活環境の維持・改善

各町内に設置しているクリーンステーションの管理や地域の清掃活動、花壇整備などを通じ、地域住民の力で快適な生活環境を守ることができます。

### 自 治

地域住民が自分たちが暮らす地域の課題を把握し、問題の解決に向けて話し合い、協力し合うことで、より良い生活環境を築くことができます。

### 安全・安心

地域住民が力を合わせ、自主的に防犯活動や防災訓練などに取り組むことで、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを推進することができます。

### 親睦・連帯

町内会・自治会の行事を通じて地域の親睦を温めたり、回覧などで情報共有を図ることで、地域住民同士の信頼関係を育むことができます。

## 町内会・自治会へ加入する場合は

▼町内会・自治会へ加入する場合は、ご自身が暮らしている地域の町内会・自治会の会長または役員（総務部長など）へお問い合わせください。

### 【市役所にご相談ください】

地域の町内会・自治会の会長または役員が分からない場合は、市・政策調整課（電話：42-1809）へご連絡ください。

